

費目別支出内容一覧表

議員名 中山 光 友 佳

費 目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・事務費・人件費			整理番号	1-1
事業内容	事務所 固定電話料金				
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容	
	4月分	10,467	3,663	5/23	10467×2/30×1/2
	5月分	10,511	5,255	7/10	1/2按分
	6月分	10,362	5,181	7/26	=
	7月分	10,309	5,154	8/22	=
	8月分	10,379	5,189	9/23	=
	9月分	9,978	4,989	10/21	=
	10月分	10,326	5,163	11/28	=
	11月分	10,335	5,167	12/23	=
	12月分	10,309	5,154	1/25	=
	1月分	10,335	5,167	2/22	=
	2月分	10,298	5,149	3/23	=
	3月分	10,289	5,144	4/20	=
	《合計》	123,898	60,375		
按分割合 積算根拠	政務活動(50%) 政務活動(50%) + 1%の他の活動(50%)				月ニシテは按分 1円未満は捨

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
 報告に関しては、支出の種類(例: ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	1-2
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】 事務所固定電話料

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
4月分
10467x $\frac{3}{50}$ x $\frac{1}{2}$
¥3663

お客様番号
4710-0660-45484

2023年 5月ご請求分

金額(円)
¥10,467-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印
23.5.23

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
5月分
 $\frac{1}{2}$ 按分
¥5181-

お客様番号
4710-0660-45484

2023年 7月ご請求分

金額(円)
¥10,362-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印
23.7.26

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
7月分
 $\frac{1}{2}$ 按分
¥5154-

お客様番号
4710-0660-45484

2023年 8月ご請求分

金額(円)
¥10,309-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印
23.8.22

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
8月分
 $\frac{1}{2}$ 按分
¥5,189-

お客様番号
4710-0660-45484

2023年 9月ご請求分

金額(円)
¥10,379-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印
23.9.23

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
9月分
 $\frac{1}{2}$ 按分
¥4989

お客様番号
4710-0660-45484

2023年 10月ご請求分

金額(円)
¥9,978-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印
23.10.21

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
10月分
 $\frac{1}{2}$ 按分
¥5,163

お客様番号
4710-0660-45484

2023年 11月ご請求分

金額(円)
¥10,326-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印
23.11.28

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
11月分
 $\frac{1}{2}$ 按分
¥5,167-

お客様番号
4710-0660-45484

2023年 12月ご請求分

金額(円)
¥10,335-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印
23.12.23

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
12月分
 $\frac{1}{2}$ 按分
¥5,154-

お客様番号
4710-0660-45484

2024年 1月ご請求分

金額(円)
¥10,309-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印
24.1.25

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	1-3
【領収書その他の書面の添付欄】 事務所固定電話料			

<p style="font-size: small;">A T Mまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合、左記の欄に金額を記入してください。上記以外でお支払いの場合は、お支払いの場を印し、お支払いの金額を記入してください。</p> <p style="text-align: center;">電話料金等払込受領証 西日本ご利用分</p> <p>ご請求先氏名 中嶋 光雄 様</p> <p>1月分 左 振込 ¥5,167-</p> <p>お客様番号 4710-0660-45484</p> <p>2024年 2月ご請求分 金額(円) ¥10,335-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> <p>領 取 日 附 印 24.2.22</p> <p>取入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>	<p style="font-size: small;">A T Mまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合、左記の欄に金額を記入してください。上記以外でお支払いの場合は、お支払いの場を印し、お支払いの金額を記入してください。</p> <p style="text-align: center;">電話料金等払込受領証 西日本ご利用分</p> <p>ご請求先氏名 中嶋 光雄 様</p> <p>2月分 左 振込 ¥5,149-</p> <p>お客様番号 4710-0660-45484</p> <p>2024年 3月ご請求分 金額(円) ¥10,298-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> <p>領 取 日 附 印 24.3.23</p> <p>取入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>	<p style="font-size: small;">A T Mまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合、左記の欄に金額を記入してください。上記以外でお支払いの場合は、お支払いの場を印し、お支払いの金額を記入してください。</p> <p style="text-align: center;">電話料金等払込受領証 西日本ご利用分</p> <p>ご請求先氏名 中嶋 光雄 様</p> <p>3月分 左 振込 ¥5,144</p> <p>お客様番号 4710-0660-45484</p> <p>2024年 4月ご請求分 金額(円) ¥10,289-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> <p>領 取 日 附 印 24.4.20 400981</p> <p>取入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>
---	---	---

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	1-4
【領収書その他の書面の添付欄】 事務所固定電話料			



〒757-0004
山陽小野田市大字山川675

NTTファイナンス株式会社

中嶋 光雄 様

料金センター



お問合せ先 0800-333-5550
〒730-0036 広島市中区袋町6-11
袋町ビル
受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日除く)
8515A01040001-000235

電話料金等 料金支払証明書

電話番号等 [REDACTED]

年月分	支払金額	支払年月日	記 事
2023年 6月分	10,511円	2023年 7月10日	西日本ご利用分
5月分 (6月清算分)			
		5月分 1/2 控分	
合計	10,511円	¥5255-	

※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。
※2 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

上記の料金は、収納済みであることを証明します。

収入印紙
印紙不要

2023年 7月20日
NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

費目別支出内容一覧表

議員名 中嶋光雄

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・ <u>事務費</u> ・人件費		整理番号	2-1
事業内容	携帯電話料金			
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容
	4月分	13,768	4,818	5/23 13768× ² / ₃₀ × ¹ / ₂
	5月分	13,854	6,927	7/8 ¹ / ₂ 相当分
	6月分	14,272	7,136	7/26 =
	7月分	14,312	7,156	8/22 =
	8月分	13,848	6,924	9/23 =
	9月分	14,331	7,165	10/21 =
	10月分	13,476	6,738	11/28 =
	11月分	13,788	6,894	12/23 =
	12月分	13,808	6,904	1/25 =
	1月分	13,269	6,634	2/22 =
	2月分	13,743	6,871	3/23 =
	3月分	14,418	7,209	4/20 =
		《合計》	166,687	81,376
按分割合 積算根拠	政務活動(50%) 政務活動(50%) + Xの他の活動(50%)			月ごとに分 1円未満切捨

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること。報告に関しては、支出の種類(例: ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	Z-Z
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】 携帯電話料金

<p>電話料金等払込受領証 ドコモご利用分</p> <p>ご請求先氏名 中嶋 光雄 様 5月分 左按分 ¥6,927</p> <p>お客様番号 1709-9006-77633</p> <p>2023年 6月ご請求分 金額(円) ¥13,854-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 /ドコモ 0120-800-000</p> <p>領収日附印 23.7.08 400981</p> <p>収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>	<p>電話料金等払込受領証 ドコモご利用分</p> <p>ご請求先氏名 中嶋 光雄 様 6月分 左按分 ¥7,136</p> <p>お客様番号 1709-9006-77633</p> <p>2023年 7月ご請求分 金額(円) ¥14,272-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 /ドコモ 0120-800-000</p> <p>領収日附印 23.7.26 400981</p> <p>収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>	<p>電話料金等払込受領証 ドコモご利用分</p> <p>ご請求先氏名 中嶋 光雄 様 7月分 左按分 ¥7,156</p> <p>お客様番号 1709-9006-77633</p> <p>2023年 8月ご請求分 金額(円) ¥14,312-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 /ドコモ 0120-800-000</p> <p>領収日附印 23.8.22 400981</p> <p>収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>	<p>電話料金等払込受領証 ドコモご利用分</p> <p>ご請求先氏名 中嶋 光雄 様 8月分 左按分 ¥6,924</p> <p>お客様番号 1709-9006-77633</p> <p>2023年 9月ご請求分 金額(円) ¥13,848-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 /ドコモ 0120-800-000</p> <p>領収日附印 23.9.23 400981</p> <p>収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>
<p>電話料金等払込受領証 ドコモご利用分</p> <p>ご請求先氏名 中嶋 光雄 様 9月分 左按分 ¥7,165-</p> <p>お客様番号 1709-9006-77633</p> <p>2023年 10月ご請求分 金額(円) ¥14,331-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 /ドコモ 0120-800-000</p> <p>領収日附印 23.10.21 400981</p> <p>収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>	<p>電話料金等払込受領証 ドコモご利用分</p> <p>ご請求先氏名 中嶋 光雄 様 10月分 左按分 ¥6,738-</p> <p>お客様番号 1709-9006-77633</p> <p>2023年 11月ご請求分 金額(円) ¥13,476-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 /ドコモ 0120-800-000</p> <p>領収日附印 23.11.28 400981</p> <p>収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>	<p>電話料金等払込受領証 ドコモご利用分</p> <p>ご請求先氏名 中嶋 光雄 様 11月分 左按分 ¥6,894-</p> <p>お客様番号 1709-9006-77633</p> <p>2023年 12月ご請求分 金額(円) ¥13,788-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 /ドコモ 0120-800-000</p> <p>領収日附印 23.12.23 400981</p> <p>収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>	<p>電話料金等払込受領証 ドコモご利用分</p> <p>ご請求先氏名 中嶋 光雄 様 12月分 左按分 ¥6,904-</p> <p>お客様番号 1709-9006-77633</p> <p>2024年 1月ご請求分 金額(円) ¥13,808-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 /ドコモ 0120-800-000</p> <p>領収日附印 24.1.25 400981</p> <p>収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	2-3
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】 携帯電話料金

電話料金等払込受領証
ドコモご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、金額をお出しください。上記以外でお支払いの場合は、金額は切り取り取らなくて大丈夫です。

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
1月分
と控分
¥6,634

お客様番号
1709-9006-77633

2024年 2月ご請求分
金額(円)
¥13,269-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 / ドコモ
0120-800-000

領収日 附印
24.2.22

収入印紙 附付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
ドコモご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、金額をお出しください。上記以外でお支払いの場合は、金額は切り取り取らなくて大丈夫です。

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
2月分
と控分
¥6,871-

お客様番号
1709-9006-77633

2024年 3月ご請求分
金額(円)
¥13,743-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 / ドコモ
0120-800-000

領収日 附印
24.3.23

収入印紙 附付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
ドコモご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、金額をお出しください。上記以外でお支払いの場合は、金額は切り取り取らなくて大丈夫です。

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
3月分
と控分
¥12,091-

お客様番号
1709-9006-77633

2024年 4月ご請求分
金額(円)
¥14,418-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 / ドコモ
0120-800-000

領収日 附印
24.4.20

収入印紙 附付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	2-4
【領収書その他の書面の添付欄】 携帯電話料金			



〒757-0004
山陽小野田市大字山川675

中嶋 光雄 様



発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-333-0500
受付時間 9:00~17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)
〒730 広島市中区西十日市町
-0806 10-15 NTT十日市ビル1棟2階

8515A01040001-000157

電話料金等 料金支払証明書

電話番号等 [REDACTED]

年月分	支払金額	支払年月日	記 事
2023年 5月分	13,768円	2023年 5月23日	ドコモご利用分
(4月分)	$13768 \times \frac{2}{30} \times \frac{1}{2} =$	4818-	

※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。
※2 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

上記の料金は、収納済みであることを証明します。

収入印紙
印紙不要

2024年 4月23日
NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

費目別支出内容一覧表

議員名 中嶋光雄

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・ <u>事務費</u> ・人件費	整理番号	3-1	
事業内容	文房具代			
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容
	2冊	1292	646	6/3
	1冊	1133	566	6/19
	1冊	25100	12550	5/31
	1冊	13690	6845	7/26
	1冊	3190	1595	7/6
	1冊	644	322	11/5
	1冊	14405	7202	7/21
	1冊	2670	1335	2/13
	1冊	2992	1496	2/15
	1冊	12371	6185	3/13
	《合計》	77,237	38,617	
按分割合 積算根拠	政務活動(50%) 政務活動(50%) + その他の活動(50%) 支出=に按分 (1冊未満は切捨)			

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
 報告に関しては、支出の種類(例:ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする家族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	3-2
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

領収書等に宛名の無いものは、中嶋光雄宛に相違ありません

家族でつくるいい一日

GoDay

小野田店
0836-81-5088

<令頁 収 証>

2023年06月03日(土) 10:29 No. 2280
担当:774 [072-7201]

ココヨ ラーGLB24B
@646×2個 ¥1,292内

小計	2点	¥1,292
(10%内税対象額)		¥1,292
(内税額)		¥117
(内税計)		¥117

合計	¥1,292
お預り	¥1,502
お釣り	¥210

*は軽減税率対象商品です。

1/2按分 ¥646-



いいもの大切に。

<https://matsuyadenki.jp>

登録番号: T8250001003754

株式会社エバー電器

マツヤデンキ 小野田店
山口県山陽小野田市日の出2-8-15
電話番号: 0836-84-6800

令頁収書

No. 0870-402-016353 [現金売]

2023/06/19 12:05

レジ担当: 089589

販売担当: 089589

3199494018 LC111BK 111

ソノタニ 1:持帰 外10

小計 ¥1,030

+消費税 ¥1,030

税込計 ¥1,133

合計 (内消費税) ¥1,133

10%対象 ¥1,133

(内消費税) ¥103

現金 ¥1,133

お預り ¥2,000

お釣り ¥867

1/2按分 ¥566-

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	3-3
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

1/2 接分 ¥2550-

領収証

中嶋光雄様 No. _____

¥25100-

但 仁科トリツヅクとして

R5年5月31日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等

収入
印紙

コクヨ ウケ-1087

山陽小野田市成松1015-1
サウンドライフ
TEL 0836-72-0617

請求書 R5年5月31日

No. _____

中嶋光雄様

山陽小野田市成松1015-1
サウンドライフ
TEL 0836-72-0617
登録番号

下記のとおり御請求申し上げます

品	数量	単価	金額(税抜(税込))	税率(%)	摘要
1 仁科トリツヅク(エツク)	1		18800-		
2 仁科トリツヅク(エツク)	1		8300-		
3 仁科トリツヅク(エツク)	1				
4					
5					
6					
7			25100-		
合計(税抜・税込)					
	税率	%			消費税額等
	税率	%			消費税額等
	消費税額等		税込合計金額		25100-

コクヨ ウ-333

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	3-4
【領収書その他の書面の添付欄】			
<p>引換金受領証</p> <p>中嶋光雄様</p> <p>[収納金] 代引まとめ 4563-1781-5166 引換金 ¥13,690 (内消費税等 ¥1,244)</p> <hr/> <p>合計 ¥13,690 お預り 現金 ¥13,690</p> <p>〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 取扱日時: 2023年7月26日 18:17 発行所: 730726P589/ 端211023658 連絡先: 厚狭郵便局 TEL: 0570-043-837</p>		<p>送り状 J P西日本 2023年 7月 25日</p> <p>75-75-12</p> <p>山口県山陽小野田市大字山11675</p> <p>お届け先 中嶋光雄 TEL: 0836-72-0128 〒: 757-0004 様 エプソンダイレクト株式会社 0120-989-366 (通話料)</p> <p>品名 DBA-4HY92 様 DBA-4HY92 IB07CL4B 別冊台紙番号 456317815166</p> <p>品番 80 営業所 豊後エフソン 03-3527-8581 支店 厚狭</p> <p>品代金 1/1 13,690円 配達指定 7月26日 18:00~ 20:00</p>	

山口県山陽小野田市大字山11675

1/2 按分 ¥6,845-

中嶋 光雄 様

納品書

〒399-0797
長野県塩尻市大門八番町1-1
エプソンダイレクト株式会社



このたびは弊社より商品をお買い上げいただき、誠にありがとうございます。
お買い上げいただきました商品お以下のとおりでございます。よろしくご確認くださいませいたします。
〈お取組〉本納品書は整理時必要となるため、大切に保管ください。

発送日 2023年07月25日
受注担当者 わらいBTO受注担当

製品名	数量	金額	税抜																								
1. プリンター消耗品 お得な4色バック(大容量タイプ) IB07CL4B	1	12,446																									
<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>Webご注文番号</td> <td>53383928</td> <td>送料</td> <td>650</td> </tr> <tr> <td>お得意様番号</td> <td>01974585</td> <td>送料値引き(-)</td> <td>650</td> </tr> <tr> <td>オーダーID</td> <td>JC37033882</td> <td>税抜合計</td> <td>12,446</td> </tr> <tr> <td>支払方法</td> <td>代金引換</td> <td>消費税</td> <td>1,244</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>税込合計</td> <td>13,690</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>支払合計</td> <td>13,690</td> </tr> </table>				Webご注文番号	53383928	送料	650	お得意様番号	01974585	送料値引き(-)	650	オーダーID	JC37033882	税抜合計	12,446	支払方法	代金引換	消費税	1,244			税込合計	13,690			支払合計	13,690
Webご注文番号	53383928	送料	650																								
お得意様番号	01974585	送料値引き(-)	650																								
オーダーID	JC37033882	税抜合計	12,446																								
支払方法	代金引換	消費税	1,244																								
		税込合計	13,690																								
		支払合計	13,690																								

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	3-5
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

クッタナイ小野田店
0836-81-5088

消費税 290円を含む。
但し、

として上記正に領収いたしました。

¥3,190-

※財布等にはさんで保管される場合は、
印刷面を内側に折り保管をお願いします。
領収証明細切りは無効

中嶋光雄様

領収証

No. 7201-6398-5494

2023年07月06日

[担当:628]

1/2按分
¥1,595-

領収証

身近な暮らしのパートナー



1/2按分
¥222-

登録番号 T8110001002050
厚狭店
0836-71-0530
パート・アルバイトさん募集中！
詳しくは店長・従業員まで
お尋ねください。
営業時間9時～19時
2023年11月 5日(日)14:16 1551-0002
8865
28 AX スティックのり20g ¥296
(2個 x @148)
28 コヨ カッターナイフ HA-2B ¥148

小計 ¥444
商品計 3点
合計 ¥444
お預り ¥450
お釣り ¥6
(内消費税10%対象額 ¥44)
(内消費税 10% ¥40)

領収書等の宛名の無いものは、
中嶋光雄宛へ相違ありません。

<領収証証明細目>

2023年07月06日(木) 16:34 No.5494
担当:628 [072-7201]

布テープPK27 3巻
@1,298×1個 ¥1,298内

☆PPCA4
コピー用紙A4 AIK901
@382×5個 ¥1,910内
★まとめ売り値引 -18
(5個¥1,892 × 1組)

小計 6点 ¥3,190
(10%内税対象額 ¥3,190)
(内税額 ¥290)
(内税計 ¥290)

合計 ¥3,190
お預り ¥5,200
お釣り ¥2,010

*は軽減税率対象商品です。

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	3-6
【領収書その他の書面の添付欄】			

〒757-0004
山口県山陽小野田市山川1675

中嶋 光雄 様

〒399-0797
長野県塩尻市大門八番町
エプソンダイレクト株式会社



納品書

このたびは弊社より商品をお買い上げいただき、誠にありがとうございます。
お買い上げいただきました商品が以下のとおりでございます。よろしくご確認くださいますようお願いいたします。
〈お願い〉本納品書は整理票に必要となるため、大切に保管ください。

発送日 2023年12月20日
受注担当者 わらいんBT0受注担当

製品名	数量	金額	税抜
プリンター消耗品 お得な4色パック(大容量タイプ) IB070L4B	1	12,446	
231221 エプソンダイレクト	1	14,405	
** 今回ご利用金額合計 **		116,187	
724-02-02 200		*116,187トヨタF	
<p>領収書等の宛名の無いものは、$14405 \times \frac{1}{2}$ 税分 = 7202 - 中嶋光雄宛へ振込させていただきます。</p>			
Webご注文番号 53452747		送料	650
お得意様番号 01974585		税抜合計	13,096
オーダーID JG3Z031005		消費税	1,309
支払方法 クレジットカード		税込合計	14,405
		支払合計	14,405

$\frac{1}{2}$ 税分 7202 -

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	3-7
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

領収証
コーナン

小野田インター店
コーナン商事株式会社
大阪府堺市西区鳳東町4-401-1
電話番号:0836-81-5031
2024年02月13日(火) 12:39
シートNo. (0172)001-53350-00977
担当者:(0947489) [REDACTED]

お買い上げ商品の返品・交換は、必ずこの領収証をご持参のうえ2週間以内にお願いたします。(一部商品につきましては、除外させていただきます。)

- #014 JAN4971660027149
クリアファイルシンプルー 1,042円
- #014 JAN4903419322298
クリアブックA3 15P黒 1,628円

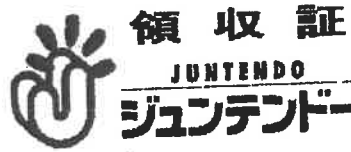
小計金額	¥2,670
内税小計	2 ¥2,670
合計	2 ¥2,670
(10%対象)	2 ¥2,670
(10%対象消費税)	¥242
現金	¥2,670
預り金	¥2,670
お釣り	¥0

登録番号: T3120101003135



2点買

と按分 ¥1,335-



登録番号: T5280001005032

062 厚狭店 TEL: 0836-71-0015

毎度お買上げありがとうございます
~冬季営業時間変更のお知らせ~
1/4~2/25まで当店は営業時間を
9:00~18:30とさせていただきます
ご理解ご協力よろしくお願いたします

2024年 2月15日(木)10:42 #000002
028441 [REDACTED] 8546

外10 1606 国産 高品質コピー用紙
FCP-UP2 A4箱 ¥2,720
P4517421104188

小計	¥2,720
(外税10%対象額)	¥2,720
外税額	10% ¥272
買上点数	1点

合計	¥2,992
(税率10%対象額)	¥2,992
(内消費税等10%)	¥272
お預り	¥3,002
(内消費税等)	¥272
お釣り	¥10

と按分 ¥1,496-

領収書等の宛名の無いものは、
中嶋光雄宛に相違ありません。

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	3-8
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

領収書等の宛名の無いものは
中嶋光雄宛に相違ありません。



株式会社ヤマダデンキ
本部 群馬県高崎市栄町1-1
<https://www.yamada-denkiweb.com>

登録番号: T2070001036729
テックランド山口本店
083-934-5888
御来店誠に有り難う御座います
ポイントカード会員募集中!

領収書

No. 0174-403-226894 [カード*売]
2024/03/13 15:16
レシ相当: 453621
販売相当: 503913
会員No: 7770083263458

2864328016 IB07CL4B	マカ
IT*ツインク 1:持帰 外10	¥12,446
会員値引対象(10%)	-¥1,245
9006108017 カイン社*持帰	ZZZ
テ-クショウケイ 1:持帰 外10	¥0
会員値引額計	-¥1,245
小計	¥11,201
+消費税	¥12,321
税込計	¥12,321
ポイント値引	0P
合計	¥12,321
(内消費税)	¥1,120
10%対象	¥12,321
(内消費税)	¥1,120

1/2 按分 ¥6,160 -

費目別支出内容一覧表

議員名 中嶋光雄

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・ <u>事務費</u> ・人件費			整理番号	4-1
事業内容	事務機器(701)4-複合機)購入(リサイクル料込) エプソンPX-M6011F				
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容	
	エプソンPX-M6011F	68,000	34,000	5/21	1/2箱分
	(旧機)リサイクル料	2,000	1,000	=	=
		《合計》	70,000	35,000	
按分割合 積算根拠	政務活動(50%) 政務活動(50%) + その他(50%)				支出ごとに按分

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
 報告に関しては、支出の種類(例:ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	4-2
----	-----	------	-----

納品書 R5年5月21日

7% 消費税 ¥20,000-
 ...小野田市...
サウンドライフ
 TEL0836-72-0617

中嶋 様

下記のとおり納品いたしました

登録番号

品名	数量	単価	金額(税抜)	税込	税率(%)	摘要
7% 消費税 (57%) - 2/1 X 176017	1	176017	68000	72800	-	

領収証

No. _____

中嶋光雄 様

金額 ¥20,000-
 但 7% 消費税 - ¥1,000-
 R5年5月21日 上記正に領収いたしました
 内訳
 税抜金額
 消費税額(%)
 税抜金額
 消費税額(%)

山陽小野田市成松1015-1
サウンドライフ
 TEL0836-72-0617
 登録番号

消費税額等
 消費税額等
 ¥68,000-
 1/2 按分
 ¥1,000-

GR1521

領収証

中嶋光雄 様 No. _____

* ¥68,000-
 但 7% 消費税 - ¥1,000-
 R5年5月21日 上記正に領収いたしました

1/2 按分
 ¥34,000-

内訳	税率	金額(税抜)
	%	消費税額等
	%	金額(税抜)
	%	消費税額等

山陽小野田市成松1015-1
サウンドライフ
 TEL0836-72-0617



費目別支出内容一覧表

議員名 中嶋光雄

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・事務費・(人件費)				整理番号	1-1
事業内容	政策調査、助言、政務活動専用の補助料					
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)		内容	
	4月	44,000	44,000	4/28	1/2	
	5月	77,000	77,000	5/31	=	
	6月	66,000	66,000	6/30	=	
	7月	49,500	49,500	7/31	=	
	8月	55,000	55,000	8/31	=	
	9月	55,000	55,000	9/29	=	
	10月	60,500	60,500	10/31	=	
	11月	44,000	44,000	11/30	=	
	12月	38,500	38,500	12/28	=	
	1月	49,500	49,500	1/20	=	
	2月	55,000	55,000	2/29	=	
	3月	55,000	55,000	3/29	=	
		《合計》	649,000	649,000		
按分割合 積算根拠	$649,000 \times 100\% = 649,000/100$					

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること。報告に関しては、支出の種類(例：ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	1-2
----	-----	------	-----

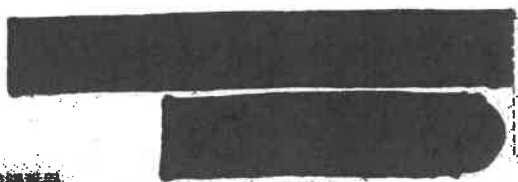
【領収書その他の書面の添付欄】

領収証 中嶋光雄 様 No. _____

金額 ¥ 44000 -

内 訳	
現金	
小切手	/
手形	/
消費税額等(%)	
消費税額等(%)	

但 4月分給料として
2023年4月28日 上記正に領収いたしました



収入印紙

登録番号

GR095223

10、11、14、
18、20、21、25、28

出所日 8日

領収証 中嶋光雄 様 No. _____

* ¥ 77000 -

内 訳	
現金	
小切手	/
手形	/
消費税(10%)	
消費税(8%)	
内税額計	

但 5月分給料として
2023年5月31日 上記正に領収いたしました

登録番号

収入印紙

2、8、9、11、12、15、16
18、19、23、25、26、30、31

出所日 14日

領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	1-3
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

領 収 証

中島光雄

様 No. _____

* 7 66,000-

内 訳	
現金	
小切手	/
手形	/
消費税(10%)	
消費税(8%)	
内税額計	

但 6ヶ月給料として

2023年6月30日 上記正に領収いたしました

登録番号

収入印紙

2, 6, 8, 9, 13, 15
16, 20, 22, 23, 27, 30

出所日 12日

領 収 証

中島光雄

様 No. _____

* 9 49,500-

内 訳	
現金	
小切手	/
手形	/
消費税(10%)	
消費税(8%)	
内税額計	

但 7ヶ月給料として

2023年7月31日 上記正に領収いたしました

登録番号

収入印紙

4, 7, 11, 14, 18
21, 25, 27, 28

出所日 9日

領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	1-4
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

領収証

中嶋光雄

様 No.

* 955,000 -

内訳

現金

小切手 /

手形 /

消費税(10%)

消費税(8%)

内税額計

但

8月分給料として

2023年8月31日 上記正に領収いたしました

登録番号

収入印紙

1, 4, 10, 15, 18,
22, 24, 25, 29, 31

出所日 10日

領収証

中嶋光雄

様 No.

* 955,000 -

内訳

現金

小切手 /

手形 /

消費税(10%)

消費税(8%)

内税額計

但

9月分給料として

2023年9月29日 上記正に領収いたしました

登録番号

収入印紙

1, 5, 8, 12, 15,
19, 22, 26, 28, 29

出所日 10日

領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	1-5
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

領 収 証

中 嶋 光 雄

様 No. _____

* ¥ 60,500-

内 訳 _____

但

10月分給料にて

現 金 _____

小切手 / _____

2023年10月31日 上記正に領収いたしました

手 形 / _____

登録番号

収入印紙

消費税(10%) _____

消費税(8%) _____

内税額計 _____

3, 5, 6, 10, 13, 17
20, 24, 26, 27, 31

出所日 11日

領 収 証

中 嶋 光 雄

様 No. _____

* ¥ 44,000-

内 訳 _____

但

11月分給料にて

現 金 _____

小切手 / _____

2023年11月30日 上記正に領収いたしました

手 形 / _____

登録番号

収入印紙

消費税(10%) _____

消費税(8%) _____

内税額計 _____

2, 7, 10, 14
21, 24, 28, 30

出所日 8日

領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	1-6
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

領収証 中嶋光雄様 No. _____

金額	438500-
----	---------

内 訳
 現金
 小切手 /
 手形 /

但 12月分給料として
 2023年12月28日 上記正に領収いたしました

消費税額等(%)
 消費税額等(%)



収入印紙

登録番号

GR095223

1、5、8、12、15、19、29

出所日 7日

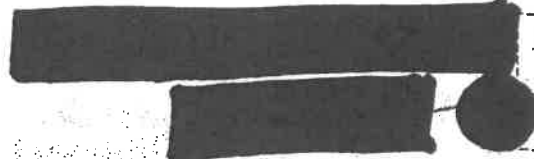
領収証 中嶋光雄様 No. _____

金額	449500
----	--------

内 訳
 現金
 小切手 /
 手形 /

但 1月分給料として
 2024年1月30日 上記正に領収いたしました

消費税額等(%)
 消費税額等(%)



収入印紙

登録番号

GR095223

5、9、11、12、16
19、23、26、31

出所日 9日

領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	1-7
----	-----	------	-----

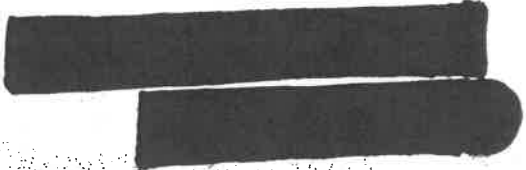
【領収書その他の書面の添付欄】

領収証 中 嶋 光 雄 様 No. _____

金額	4	5	5	0	0	0	0	-
----	---	---	---	---	---	---	---	---

内 訳	
現 金	
小 切 手	/
手 形	/
消費税額等(%)	
消費税額等(%)	

但 2月分給料として
2024年2月29日 上記正に領収いたしました



収入印紙

登録番号

GR095223

1、6、8、9、13
16、20、22、27、29

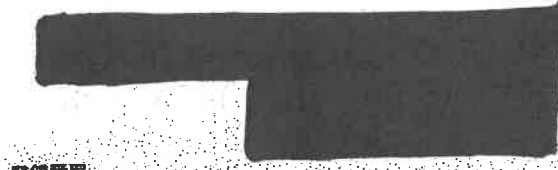
出所日 10日

領収証 中 嶋 光 雄 様 No. _____

金額	4	5	5	0	0	0	0	-
----	---	---	---	---	---	---	---	---

内 訳	
現 金	
小 切 手	/
手 形	/
消費税額等(%)	
消費税額等(%)	

但 3月分給料として
2024年3月29日 上記正に領収いたしました



収入印紙

登録番号

GR095223

1、5、8、12、15
19、21、22、26、29

出所日 10日

中嶋みつお県議会報告

第33号
2023年・夏

発行所
中嶋光雄事務所
(社民党・市民連合)
本人携帯 090 9066 1845
〒757-0004
山陽小野田市山川675
電話 0836-39-6178
FAX 0836-39-6871
✉ nakashima_mitsuo@yahoo.co.jp

6月定例県議会 6/21~7/7

地方財政の確立を

社会保障の充実・確保、人への投資も含めた地域活性化、人口減少対策、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する財政需要を的確に把握し、それを支える人件費を重視し、十分な一般財源確保を図る必要があると考えるが、国の地方行政への財政措置の背景や状況を踏まえ、今後の地方財政の確立について、伺う。

3期目初 通算33回目の一般質問

●村岡県知事答弁：

国の地方への財政措置については、現行制度上、国が、毎年度、その翌年度における地方団体の歳入歳出総額の見込みである地方財政計画を作成し、地方交付税等を通じて財源を保障する仕組みとなっています。平成23年度以降、いわゆる一般財源総額実質同水準ルールが示された上で、高齢化に伴い増大する社会保障費への対応をはじめ、地方創生や地域経済の活性化、防災・減災対策など地方の事情に沿ったきめ細かな施策を実施するために必要な財源が確保されてきました。

令和5年度の地方財政計画は、保健所等の体制強化として職員数が増員されるとともに、地域のデジタル化の加速や脱炭素化を促進するための事業費が計上されるなど、前年度を上回る一般財源総額が確保されており、地方の意見を反映した内容であること、大変評価しています。

本県の最重要課題である人口減少をはじめ、昨年度策定したやまぐち未来維新プランに掲げる重要課題に対して、中長期的に取り組んでいくためには、これまで国に対して要望してきたとおり、持続的で安定的な地方財政確保が不可欠です。

私は、引き続き、国に対し、こうした地方の事情を踏まえた地方一般財源総額の確保や、地方交付税の法定率の引上げを含めた交付税総額の安定的な確保などについて、政府要望や全国知事会等、あらゆる機会を通じて、強く求めてまいります。

●再質問：地方財政政策の確立における一般行政経費の内訳を見ると、補助事業等は2.3%増加しているが、地方単独事業への配分は抑制的に0.3%増に留まっています。

地方における支出は、社会保障に關連した地方単独分こそが増加しており、その財源への手当が抑制的であるため、結果的に、自治体が人員抑制による財源対応に陥るといった悪循環が指摘されているが、

●総務部長答弁：

令和5年度の地方財政計画においては、一般財源総額が前年度比1.5%0億増となっている。子育て支援の強化として、児童福祉司を令和6年度までの2年間で約1,060名、それから児童心理司を令和8年度までの4年間で約950名増員するほか、保健所等の人員体制強化も図られていること。国に対しては、引き続き、人口減少の深刻化や社会保障費が増大していくなどの地方の実情を踏まえた上で、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保・充実、地方交付税総額の安定的な確保等が図られるよう、適切な地方財政措置について要望してまいります。

●再質問：ワクチン接種が、自己負担となれば、接種控えが起る可能性もある。新型コロナウイルス5類変更後、引き続きワクチン接種や保健所も含めた、医療提供体制等のコロナ対策について、自治体で混乱が生じないように、国の財政措置が行われるべきだが、

●健康福祉部長答弁：5類変更に伴うコロナ対策については、国民や保健・医療の現場に混乱を生じさせないことがないよう、その費用についても、国において十分かつ確実な財政支援を講じるよう、全国知事会を通じて国に要望しております。

●再質問：「平成の大合併」による県内合併市による周辺部の旧町村の人口減少が顕著な顕著。総務省は「合併後の市町村の姿の変化に対応した交付税算定」で、2014年度から5年間定めて、支所経費の算定充実、人口密度等の補正係数の引き上げ、標準団体の面積の見直しなどを進め、合併時点で想定されなかった財政需要として6700億円程度を交付税の算定に反映させてきた。

また合併にかかわらず、2005年に普通交付税算定から廃止されていた人口急減補正が2010年に復活、2016年に拡充された経緯もあることから人口減少率ワーストグループに位置する本県としては、本気で国に対し、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を細かく要望すべきでは、

●総合企画部長答弁：合併市町の地方交付税について、国に拡充を要望すべきとお尋ねですが、合併後の交付税算定の見直しについては、令和2年度をもって完了しておりますので、さらなる措置の拡充を国に要望する考えはありません。

次に、国に対し、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を要望すべきとお尋ねですが、同様の要望を地方六団体、国に対して行っております。国と地方の協議の場においても、毎年協議が行われておりますので、これに加え、県として要望する考えはありません。

国に対し、モノ申す考えが全くないのは残念だが、諦めずに訴え続けたい。

マイナ保険証の運用中止を

現在の健康保険証で何の不都合もなく、カード化による情報漏洩の心配などをしてきたが、マイナ保険証は、予測されたとおり、様々な弊害・トラブル・事故が発生し、国民の7割が不安を感じている。

●健康福祉部長答弁：マイナンバーカードへの健康保険証の紐づけ取りについては、国が全医療保険者に対して、本年7月末までに加入者データの点検を終えるよう、要請するともに、新規加入時の資格取得届へのマイナンバー記載の徹底を図るなど、再発防止策が取られていること。国に、マイナ

●再質問：健康保険証の廃止で、医療現場よりもさらに深刻な状況を抱えるのが介護現場だとされているが、

●健康福祉部長答弁：介護現場では入居者によってカードの暗証番号を覚えることもできず、一方で施設側はカードと暗証番号を預かることとなつて責任が重大である。この状況の認識について、国は、高齢者施設等の方々が、入所者のマイナンバーカードの管理に不安を抱いているという声を受けて、現在現場の実態に合った対応等について検討を進めており、制度を所管する国において、きめ細やかな対応が図られるものと考えております。

●質問：マイナンバー法の改正による戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加により、市町において相当な業務負荷が予想されることから、こうした作業が必要となる人員やシステム対応、必要により現場における意見を十分に勘案しながら、必要な経費を国の責任において確保させるべきだが、

●総合企画部長答弁：市町のシステム改修等に伴い必要となる経費の確保について、県はこれまで、自治体業務システム標準化など、国の政策に伴い影響を受ける自治体システムの改修等に対しては、国が技術的・財政的支援を行うよう、全国知事会等を通じて要望してきたこと。この度の「氏名の振り仮名」の追加に係るシステム対応等についても同様に、市町の意見を踏まえ、国に必要な支援を求めてまいります。

●再質問：健康保険証の廃止で、医療現場よりもさらに深刻な状況を抱えるのが介護現場だとされているが、



3期目も初心を忘れず、
生活者として頑張ります！

心から深謝申し上げます
とともに、責任の重さを自覚した活動をお誓いいたします。

4月9日の県議会議員選挙においては、厳しい状況との下馬評に怯むことなく、後援会の皆さんを中心に、草の根選挙を展開していただきました。また、革新の議席を守れと多方面からのご支援を賜りましたおかげで、到底私一人の力ではなしえない議席を死守することができました。

会計年度任用職員 の処遇改善

今年6月2万人を超える会計年度任用職員は、地方自治の重要な担い手。2024年4月からの勤続手当支給に向けて、各自治体の条例化の実施が問われている。

勤続手当の支給のため、人事評価については、労働条件と権利を尊重し、適正さが求められる。今後とも会計年度任用職員の非正規の格差を正すはかり、雇用安定と処遇改善が問われているが、所要の財源確保を含め、

6年度から会計年度任用職員に勤続手当を支給することが可能となり。県としては、このたびの法改正の趣旨等を踏まえ、今後対応を検討してまいります。

●再質問：現場の実態からすると、昇給制度の導入や、給料、報酬の基本額改善まで盛り込まれた予算とは言い難く、今も職場における継続的な処遇改善の取組が必要となっている。勤続手当の支給も始まるわけで、処遇改善に係る所要額の検討、ないしは調査を行うなどして、所要の財源確保が図られなければ、この会計年度任用職員の処遇改善は絵に描いた餅に終わってしまうのではないかと危惧するが、

●総務部長答弁：会計年度任用職員の処遇については、これまでの制度の趣旨や国の事務処理マニュアル等を踏まえ、適切に運用していること。こうした中、会計年度任用職員の適正な処遇確保を目的とした地方自治法の改正により、令和

●総務部長答弁：今般の補正予算案において、返済負担軽減等特別資金の新規融資枠を400億円に拡大するとともに、これに伴う損失補償について、債務負担行為の変更をされたことには、今般に返済のピークを迎えようとするときに適切な対応が必要である。既に踏み込んで評価するが、さらに踏み込んで産業・創産・自己破産を回避するために、返済を免除などの対応をすべきだが、「ゼロゼロ融資」の返済に対する現状認識及び対応について伺う。

また、返済免除などの公的対応についてはどうか。

「ゼロゼロ融資」 返済免除

コロナ感染症対策としての生活困窮世帯への「特別貸付」は、今年1月に返済期限を迎えたが、実際に返済が始まったのは45万件（18.6%）にとどまり、返済対応が難しいケースが相次ぎ問題になっている。国は、返済を免除する対象者を拡大し、課題世帯でも猶予期間中返済困難と認められれば免除するとし、地域の社会福祉協議会が個別に判断することになっているが、困窮する中小小規模経営に對しての「ゼロゼロ融資」の返済も厳しい状況です。

●健康福祉部長答弁：本県における返済期限を迎えた貸付金は13,626件、このうち返済中が3,874件で、返済免除が5,059件、

●健康福祉部長答弁：例貸付の返済状況についてです。本県における返済期限を迎えた貸付金は13,626件、このうち返済中が3,874件で、返済免除が5,059件、

●健康福祉部長答弁：例貸付の返済状況についてです。本県における返済期限を迎えた貸付金は13,626件、このうち返済中が3,874件で、返済免除が5,059件、

●健康福祉部長答弁：例貸付の返済状況についてです。本県における返済期限を迎えた貸付金は13,626件、このうち返済中が3,874件で、返済免除が5,059件、

ふるさと納税

食料品や生活必需品の値段が高騰する「物価高」が叫ばれる中、「ふるさと納税」が返礼品を貰って家計を助けることに注目が集まっている。本県におけるふるさと納税の現状と、今後の取り組みは、

●総務部長答弁：個人向けのふるさと納税については、平成20年度の制度創設当初から寄附の募集を開始し、平成30年10月から「つながる。やまぐち応援寄附金」として寄附者とのつながりを重視した寄附の募集に取り組みるとともに、令和2年8月から、寄附者に本県の特産品等を返礼品として提供する取組を実施しています。

こうした取組により、平成29年度に201件で80万円であった寄附の受入れが、令和3年度には3,458件で1億5千200万円となっており、寄附件数、寄附金額とも大幅に増加しています。

また、県外の方に向けて、県産品や豊かな自然、美しい景観など、本県の魅力を広く発信するとともに、地元産品を全国に向けて紹介することができる機会となっていると考えています。一方、本県の令和3年度の寄附に係る県民税の控除額は、令和3年度の寄附の受入れ金額を上回っている状況にあります。こうした状況等を踏まえ、寄附者や寄附金額の更なる増加につながるよう、新たな商品開発の支援等により、本県の特産品や魅力的な返礼品を充実させることと、ふるさと納税ポータルサイトを活用した効率的な情報発信などを行い、全国に商品や企業をPRしてまいります。

●総合企画部長答弁：本制度は、地方創生の取組の充実・強化を図ることを目的に創設されたものであり、本県では、これまで、高度産業人材の確保や次世代を担う人材育成などの取組で寄附を募集し、活用を進めてきました。この結果、令和3年度には100件で2千800万円の寄附が寄せられるなど、寄附件数、寄附金額とも拡大をしています。県としては、引き続き、本県に關係する企業等に対し、様々な機会を通じて制度のPRに努めるなど、更なる寄附の拡大を図られるよう取り組んでまいります。

GX脱炭素電源法について質す。

法が可決された。その内容は、国が前面に立つて原子力推進、運転期間の実質延長などを法制化するものとなっている。福島原発事故の教訓からの「原発依存度の低減」と「原発40年ルール」(運転40年原則廃炉)20年延長は例外)の国民合意の内容を踏まじるものである。

脱原発社会の実現に向けた福島の実情に逆行し、安全を覆し、原発回帰という原子力政策の大転換となる。ただ、原発の新規リブレースについては、「GX実現に向けた基本方針」において、「廃炉を決定した原発の敷地内での次世代革新炉への建て替えを対象」とされたことから、国内唯一の新規立地計画の上開原発についても、政府は現時点でも建設を想定していないとする姿勢を変えていない。そこで、県として、こうしたGX脱炭素電源法に対する見解を伺う。

●産業労働部理事答弁：GX脱炭素電源法は、脱炭素電源の利用促進を図りつつ電気安定供給を確保するための、本年2月に閣議決定された「GX実現に向けた基本方針」に基づき、地域と共生した再生エネルギーの最大限の導入促進、安全確保を大前提とした原子力の活用に向け、所要の

関連法を改正するものと認識しています。このうち、原子力については、安全を最優先とすることなど、原発利用に係る原則の明確化や、30年を超えて原子炉を運転しようとする場合における規制の厳格化、原発の運転期間に関する規律の整備などに関する措置が講じられたものと承知しています。また、「GX実現に向けた基本方針」では、今回示す方針は全て、第6次エネルギー基本計画の方針の範囲内のものであり、県としては、当該方針に基づき制定された本法についても同じと理解しています。

なお、上開原発については、国から、重要電源開発地指定は引き続き有効であり、事情の変化がない限り解除する考えはないとの見解が示されていることから、国のエネルギー政策における上開原発の位置付けは現在も変わっていないと認識しています。一の新規立地計画の上開原発についても、政府は現時点でも建設を想定していないとする姿勢を変えていない。そこで、県として、こうしたGX脱炭素電源法に対する見解を伺う。

●「不登校対策」も質問されましたが、紙面の都合で割愛しました。

●「インターネット中継録画」および「質問と答弁の全文」は、左のQRコードを読み取ってご覧いただけます。



GX脱炭素電源法について質す。

GX脱炭素電源法は、脱炭素電源の利用促進を図りつつ電気安定供給を確保するための、本年2月に閣議決定された「GX実現に向けた基本方針」に基づき、地域と共生した再生エネルギーの最大限の導入促進、安全確保を大前提とした原子力の活用に向け、所要の

関連法を改正するものと認識しています。このうち、原子力については、安全を最優先とすることなど、原発利用に係る原則の明確化や、30年を超えて原子炉を運転しようとする場合における規制の厳格化、原発の運転期間に関する規律の整備などに関する措置が講じられたものと承知しています。また、「GX実現に向けた基本方針」では、今回示す方針は全て、第6次エネルギー基本計画の方針の範囲内のものであり、県としては、当該方針に基づき制定された本法についても同じと理解しています。

なお、上開原発については、国から、重要電源開発地指定は引き続き有効であり、事情の変化がない限り解除する考えはないとの見解が示されていることから、国のエネルギー政策における上開原発の位置付けは現在も変わっていないと認識しています。一の新規立地計画の上開原発についても、政府は現時点でも建設を想定していないとする姿勢を変えていない。そこで、県として、こうしたGX脱炭素電源法に対する見解を伺う。

●GX脱炭素電源法に関する再質問にお答えいたします。まず、原子力基本法の改正についてです。GX脱炭素電源法により、原子力基本法が改正され、原子力発電の利用に係る原則の明確化として、安全を最優先とすること、また、GXへの貢献など、原子力利用の価値を明確化すること、また、廃炉・最終処分等のバックエンドのプロセスの加速化や自主的安全性向上、防災対策等の国・事業者の責務を明確化することなどの所要の改正が行われたものと承知しています。原子力をどのように利用するかについては、安全性、信頼性の確保を前提に、国において判断されるべきものであり、御指摘のような、法の趣旨、内容等に係る事柄に関しては、県として独自に見解を述べることは考えておりません。

●GX脱炭素電源法に関する再質問にお答えいたします。まず、原子力基本法の改正についてです。GX脱炭素電源法により、原子力基本法が改正され、原子力発電の利用に係る原則の明確化として、安全を最優先とすること、また、GXへの貢献など、原子力利用の価値を明確化すること、また、廃炉・最終処分等のバックエンドのプロセスの加速化や自主的安全性向上、防災対策等の国・事業者の責務を明確化することなどの所要の改正が行われたものと承知しています。原子力をどのように利用するかについては、安全性、信頼性の確保を前提に、国において判断されるべきものであり、御指摘のような、法の趣旨、内容等に係る事柄に関しては、県として独自に見解を述べることは考えておりません。

●GX脱炭素電源法に関する再質問にお答えいたします。まず、原子力基本法の改正についてです。GX脱炭素電源法により、原子力基本法が改正され、原子力発電の利用に係る原則の明確化として、安全を最優先とすること、また、GXへの貢献など、原子力利用の価値を明確化すること、また、廃炉・最終処分等のバックエンドのプロセスの加速化や自主的安全性向上、防災対策等の国・事業者の責務を明確化することなどの所要の改正が行われたものと承知しています。原子力をどのように利用するかについては、安全性、信頼性の確保を前提に、国において判断されるべきものであり、御指摘のような、法の趣旨、内容等に係る事柄に関しては、県として独自に見解を述べることは考えておりません。

中嶋みつお県議会報告

脱原発・号外
2023年・秋

発行所
中嶋光雄事務所
(社民党・市民連合)
本人携帯 090 9066 1845
〒757-0004
山陽小野田市山11675
電話 0836-39-6178
FAX 0836-39-6871
nakashima_mitsuo
@yahoo.co.jp

9月定例県議会(9/20~10/6)報告 使用済核燃料「中間貯蔵施設」は 上関町にいらん！原発再稼働も反対！

関西電力の使用済み核燃料の
福井県外搬出に向けた対策

- ▶進捗(しんちよく)状況を説明せず
- ▶どこにどれほどの貯蔵量があるのか内容を説明せず
- ▶再処理工場早期完成に向け、日本原電を支援
- ▶今も審査が難航し、完成の見通しなし

具体的に説明できないものを信用するか

福井県知事 同意により老朽原発3基の再稼働が継続されることになった。

▼8月18日、上関町長が使用済み核燃料の「中間貯蔵施設」の調査を受け入れを表明し、半年程度かけて調査が行われると言いますが、関西電力が福井県知事に約束した今年末までとした立地地点確定の期限には到底間に合いません。

誤魔化したらけの
原発回帰策動に
騙されてはならぬ



▼10月13日、福井県知事は西村経産相、関電社長と面会、原発にたまる使用済み核燃料について関電が示した搬出計画の受け入れを表明。福井県知事の同意により老朽原発3基の再稼働が継続されることになった。

●使用済み核燃料の中間貯蔵施設は、原発再稼働のためのものであることを今回の騒動は山口県民に突き付けている。「迷惑施設を受け入れた地方と押し付けた都市部」の関係は、フクシマ事故で「原発再稼働を容認する立地自治体と反対する過半数の国民」に変わっている。

●見通しが立たない原発の代替案の求めに対し、中電は、関電の金と技術力を使って中間貯蔵施設をつくり、上関町の不満を和らげようとしているのではないかと。

●一般質問で、主に次のような19項目を質しましたが、はぐらかしや、他人事に終始し議論を避けるばかりで、まともな答弁はしません。

●GX基本方針では原発新設は「廃炉を決定した原発の敷地内での次世代新炉への建て替え」に限定され、上関原発建設計画はABWR(改良型沸騰炉)だから、上関が公有水面埋立免許許延長の要件とする「電源開発の計画の具体化が確実な電源」ではなくてはならないかと。

●「県民投票条例」を策定すべき。今回の「中間貯蔵施設」問題等に対処するためにも、この際、「県民投票条例」を策定すべき。村岡知事答弁：我が国の地方自治制度は、議会の議員と首長とにも住民が直接選挙で選ぶ二代表制による間接民主制を基本としていて、

●原発は、2023年末までに中間貯蔵施設を確定できないければ、高浜1・2号と美浜3号は運転停止と確約している。知事が、静観を決め込む事では無い筈で、核燃料サイクルの行き詰まりの尻ぬぐいの一翼を押し付けられようとしているとの認識を持っていないのか?

●上関町長は、東海原発への住民視察のための補正予算を編成、電源立地等推進対策交付金を9百万円増額。元は国の交付金だが、県が仲介して全額補助し、実質的に、県が住民懐柔策に手を貸しているのではないかと。

●中間貯蔵施設に設置すると、その半径約500m圏内を「3ヶ月で、3日を超える放射線管理区域」に設定しなければならぬほど放射線量が高くなる。そのため、分厚いコンクリート遮蔽壁のある貯蔵建屋が必要になると評価されている。

●「中間貯蔵施設」の現状を冷静に見据えて判断すべき問題を見つめられているのではないかと。●「中間貯蔵施設」問題等に対処するためにも、この際、「県民投票条例」を策定すべき。今回の「中間貯蔵施設」問題等に

●「中間貯蔵施設」の現状を冷静に見据えて判断すべき問題を見つめられているのではないかと。●「中間貯蔵施設」問題等に

●「中間貯蔵施設」の現状を冷静に見据えて判断すべき問題を見つめられているのではないかと。●「中間貯蔵施設」問題等に

●「中間貯蔵施設」の現状を冷静に見据えて判断すべき問題を見つめられているのではないかと。●「中間貯蔵施設」問題等に

●「中間貯蔵施設」の現状を冷静に見据えて判断すべき問題を見つめられているのではないかと。●「中間貯蔵施設」問題等に

●「中間貯蔵施設」の現状を冷静に見据えて判断すべき問題を見つめられているのではないかと。●「中間貯蔵施設」問題等に

●「中間貯蔵施設」の現状を冷静に見据えて判断すべき問題を見つめられているのではないかと。●「中間貯蔵施設」問題等に

●「中間貯蔵施設」の現状を冷静に見据えて判断すべき問題を見つめられているのではないかと。●「中間貯蔵施設」問題等に

●「中間貯蔵施設」の現状を冷静に見据えて判断すべき問題を見つめられているのではないかと。●「中間貯蔵施設」問題等に

●「中間貯蔵施設」の現状を冷静に見据えて判断すべき問題を見つめられているのではないかと。●「中間貯蔵施設」問題等に

●「中間貯蔵施設」の現状を冷静に見据えて判断すべき問題を見つめられているのではないかと。●「中間貯蔵施設」問題等に

「中間貯蔵施設に反対することを求める」請願が、
●上関原発用地埋め立て禁止住民訴訟の会
●原発をつくらせない山口県民の会
●上関原発を建てさせない山口県民連絡会
●憲法を活かす市民の会・やまぐち
●市民連合@やまぐち...の5団体から提出されましたが、付託された「産業観光委員会」では、全員一致で否決されました。残念ですが、闘いは今からです!

質問 & 答弁
の全文は、QRコードからご覧ください。

保有プルト二ウム量が減らない限り再処理工場を操業させない方針へと転換していき、質問した。原子力委員会が2018年にこういう方針を出さざるを得なかったのは、同時に日米原子力協定も自動更新されたからです。その背景には、日本のプルト二ウム保有量の多さが国際的に懸念されているからです。だから、プルト二ウム量が減らない限り操業させない。プルト二ウムで減らない限りやらぬ。これをどうお受け止めですか?
答弁：政府のプルト二ウムの方針に関するお尋ねであったかと存じますが、こうした国のエネルギー政策に関する事項につきましては、国の責任において判断されるべきものと承せております。これにつきまして、独自に見解を述べることはできておりません。

●県議会最終日の採決前に、「中間貯蔵施設の上関町への誘致に反対することを求める請願」について、賛成の立場で藤本一規(日本共産党)、中嶋光雄(社民党)、市民連合、合志栄一(新生クラブ)の3県議が討論。反対の立場で自民党および県政会会の2県議が討論を行い、本採決では、この請願5件を採択すべきは、日本共産党3、社民党・市民連合1、草の根1、新生クラブ1の計6名で、6対40で不採択にされました。

産業観光委員会委員長報告は「不採択」
本委員会に付託された請願第1号から第5号(使用済核燃料「中間貯蔵施設」の上関町への誘致に反対することを求める請願)については、上関町は、中間貯蔵施設の設置に同意し、事業者から具体的な計画が提示された後に判断するとしており、現在はいくつかでも、施設が立地可能かどうか、その調査が実施されていると述べている。また、客観的な判断がなされるためには、中間貯蔵施設に関する正確な知識や情報の

提供が行われ、住民や周辺自治体への正しい理解が図られることが大前提であるが、具体的な根拠を示すこともなく、中間貯蔵施設は危険である、最終貯蔵施設となる可能性が高いなどと一方的に決めつけた主張に、到底賛同できないとの意見や、地元や近隣市町にも十分に説明がなされていないことから、県議会としての意見を行使することは、時期尚早との意見があり、採決の結果、賛成なしにより、いずれも不採択とすべくも決定いたしました。

中嶋光雄の採決前討論
請願第1号〜5号について
中間貯蔵施設を一言でいうと行き場のない使用済み燃料の仮置き場。

行き場のないというのは、本来の行先とされる再処理工場に運び出せない事態が起こっているためです。

使用済み核燃料を青森県六ヶ所村にある再処理工場に運んで、中に含まれているプルトニウムを回収し、再び燃料として利用する計画になっていたのですが、プルトニウムを利用するはずであった高速増殖炉の開発は頓挫してしまいました。

「実証炉」と段階を踏まないと実用できる炉に至りませんが、第一段階の「実証炉」は2007年から事故停止中。第二段階の「もんじゅ」は事故や不祥事が続き2018年に廃止措置。当然、実証炉など計画の目途すら立っていません。

このためプルトニウムは当初の予定通りには消費されず、日本はずでに46トンのプルトニウムを保有しています。8キロあれば長崎型原爆が作れるといえますから、日本は潜在的な核大國なのです。この余剰プルトニウムには国際社会の厳しい目が向けられています。

当初の予定通りには消費されず、日本はずでに46トンのプルトニウムを保有しています。8キロあれば長崎型原爆が作れるといえますから、日本は潜在的な核大國なのです。この余剰プルトニウムには国際社会の厳しい目が向けられています。

事故と不祥事続きで再処理工場は2021年度上期MOX燃料加工工場は2025年度上期に稼働の計画だったのを、なんと26回目の完成時期の先送り、次の完成時期は24年度まで完了するだけ早期とする方針が発表されていますが、再処理を待つ使用済み燃料で受入れプルトニウムはもう満杯になっています。

仮に、再処理工場が完成しても、フル稼働することのできる深刻な事情があります。2018年に、原子力委員会は「日本が保有する原爆材料のプルトニウムが減少しない限り、六ヶ所再

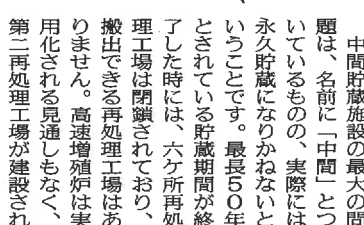
めの見せかけに過ぎないと、専門家は見ている。一方、各原発サイトにある使用済み燃料プールの容量には限界があつて、実はもうそんなに余裕がなくなつてきている。関電の使用済み燃料プールは再稼働すると、5年〜7年で満杯になると試算されています。

トイレなきマンションと言われてきた原発が、文字通り詰まってきた流れが、その中で計画されているのが中間貯蔵施設です。つまり問題を拡大再生産してしまつた装置であると言えます。

具体的には輸送時にも使用する金属容器キャスクに使用済み燃料を入れコンクリート建屋に保管します。原発の専用港から船で中間貯蔵施設の専用港に運ばれ専用道路を使って保管建屋に運ばれることになりま

船が着くたびに、周辺は嚴重警備の戒厳令状態になるでしょう。立地条件によっては日常生活や経済活動への影響も考えられます。しかも、プルトニウム計画での使用済み燃料は、プルトニウムの寿命を超える長期間の冷却が必要で当初から先行がなく、原発サイトでの永久保管が宿命づけられた代物のよう、電力会社も本気でやる気はなく、「核燃料サイクル」を取り繕つた

はありませぬ。また、中間貯蔵施設の固定資産税や使用済み核燃料税収入を期待する声も聞こえてきますが、わずかな固定資産税の増も地方交付税交付金と相殺されてしま



中間貯蔵施設の最大の問題は、名前に「中間」とついているものの、実際には永久貯蔵になりかねないということです。最長50年とされている貯蔵期間が終了した時には、六ヶ所再処理工場は閉鎖されており、搬出できる再処理工場はありません。高速増殖炉は実用化される見通しもなく、第二再処理工場が建設され

中間貯蔵施設は自然に流れ出る空気による空冷式です。地震による安全性は向上配がないため安全性は向上させない。一方ポンプなど必要としない為、立地しても多くの雇用を生むこと

は、名前に「中間」とついているものの、実際には永久貯蔵になりかねないということです。最長50年とされている貯蔵期間が終了した時には、六ヶ所再処理工場は閉鎖されており、搬出できる再処理工場はありません。高速増殖炉は実用化される見通しもなく、第二再処理工場が建設され

このことが「中間」という安易な言葉で覆い隠されたまま立地活動が続けられています。国は、2015年10月に、使用済み燃料対策に関するアクションプランを策定しました。国と電力会社による協議会の設置や電力会社に貯蔵能力増強を要請しています。まさに国民の営を押し付けるプランです。

このままの関電は中間貯蔵施設立地について、和歌山県御坊市では、市議会に誘致を検討する特別委員会が設けられ、候補地にされる自治会の市民が視察旅行に連れ出されるなど工作が続きまします。しかし市議会に解党、推進派の中心だった議員も2011年の選挙で引退してしまいました。

高レベル処分場の適地マップが公表された際に、仁坂和歌山県知事は、「打診されることも嫌」と、異例なコメントをしています。

経済産業大臣は、各社がより連携、協力して取り組みを加速すること。共同の貯蔵も考えれば、これに、電事連会長は、電気事業者共通の課題であるとの認識のもと、より連携、協力して取り組みを進めていくと、応じています。

今回の、上関町への中間貯蔵施設問題は、上関町長の判断だけで済ます問題ではありません。国が後ろに控えている大問題としての対応を山口県としてすべきです。

核燃料サイクルというアメリカには50年前に見限られ放棄された計画にしがみつくと日本は、実は原子力後進国だ。英語圏では福島第一原発事故ではなく福島核災害Fukushima Nuclear Disasterと言われている。福島核災害では、4号炉燃料プールに熱い使用済み核燃料が大量に存在し、その状態確認も電力と水の供給も長時間途切れたことから、アメリカは燃料プールにおける使用済み核燃料溶解を強く懸念し、横田基地からアメリカ市民の緊急脱出を行った。

核燃料サイクルが、実現しようがしまいが核のゴミの最終処分が、そう簡単に実現しないという事実が変わりはありません。使用済み核燃料が行き場を失い、大渋滞を起さずとしてい

なぜ「原発で若狭の復興」は失敗したのか
山崎隆敏
図書の紹介
白馬社 850円

梅雨豪雨災害の迅速な復旧を

●江本郁夫県議の代表質問に対する、村岡県知事の答弁（要旨）

国に対して災害の早期復旧に向けた支援などについて緊急要望を行い、激甚災害への指定や災害査定手続きの簡素化が図られたところです。

県ではすでに災害復旧工事の発注も鋭意すすめており、引く続き被災市町と連携し総力を挙げて被災力所の早期復旧に取り組んでまいります。

河川改修、砂防堰堤の整備。緊急輸送道路等の法面对策や橋梁の耐震化、老朽ため池の改修などを、近年の気象状況等を踏まえ緊急性の高いものから、国の防災・減災国土強靱化のための5か年加速化対策の予算も活用し精力的に進めていく考えです。

厚狭川については、再度災害を防止するため川幅の拡幅や堤防の整備などの抜本的な河川改修を実施するとともに関係者を始め、あらゆる関係者が共同して水害を軽減させる流域治水の取り組みも進めてまいります。

●常任委員会審査の委員長報告

◎土木建築委員会

線状降水帯を伴う活発な前線の停滞により、厚狭川流域では、観測史上最大を記録する大雨となり、上流側の美祢市区間では、広範囲で、家屋等の浸水被害が発生した。このため、特に、被害が大きかった美祢市区間については、今回と同規模の降雨があった場合でも、河川からの越水を防止できるよう、川幅の拡幅や堤防の整備、河床掘削などの抜本的な河川改修を実施していくこととしている。

次に、山陽小野田市区間の進捗状況については、下流側から河川改修を実施する中、現在、寝太郎堰の上流側の堤防整備を行っており、令和3年度末時点で約3割の進捗率である。今後とも河川改修の早期完成に向けて、着実に取り組んでいく。

◎産業観光委員会

JR美祢線及び山陰本線の早期復旧について、代行バスは、原則、鉄道のダイヤにあわせて運行されているが、開始当初、特に高校生の通学に支障が生じたため、JRに対して要望を行った結果、平日朝の増便などダイヤ改正が行われた。これにより、要望事項の多くは改善されたが、改めて調査を行い、JRに対し、さらなる改善を要望したところであり、引き続き、利用状況等の把握に努め、学生をはじめとした地域住民の移動手段の確保や利便性の向上に取り組んでいく。

また、復旧に向けた取組については、発災直後から知事と関係市長等が一体となって、JRに対して早期復旧や代替交通の確保を要望したほか、県議会とともに、国土交通大臣に対しても、国による財政支援などの緊急要望を行い、その後も、関係市とともに直接JRを訪問するなど、早期復旧を要請しているところである。

県としては、住民の不安解消にもつながるよう、知事等によるJRや国への要望を実施するとともに、実効性ある利用促進策の検討なども進めていく。

◎農林水産委員会

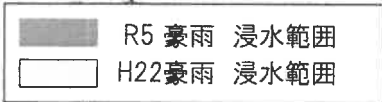
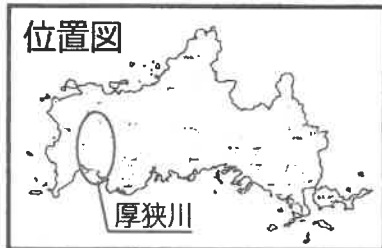
農地・農業用施設については、一日も早い営農再開に向けて、災害査定や復旧工事を円滑に実施するために、復旧工事計画に係る技術的な助言や国との協議・調整などにより、事業主体となる市町を支援していく。

また、山地・林道については、現在、国の災害復旧事業の採択等の手続を進めており、引き続き、市町とも連携しながら、被害の早期復旧に向け取り組んでいく。

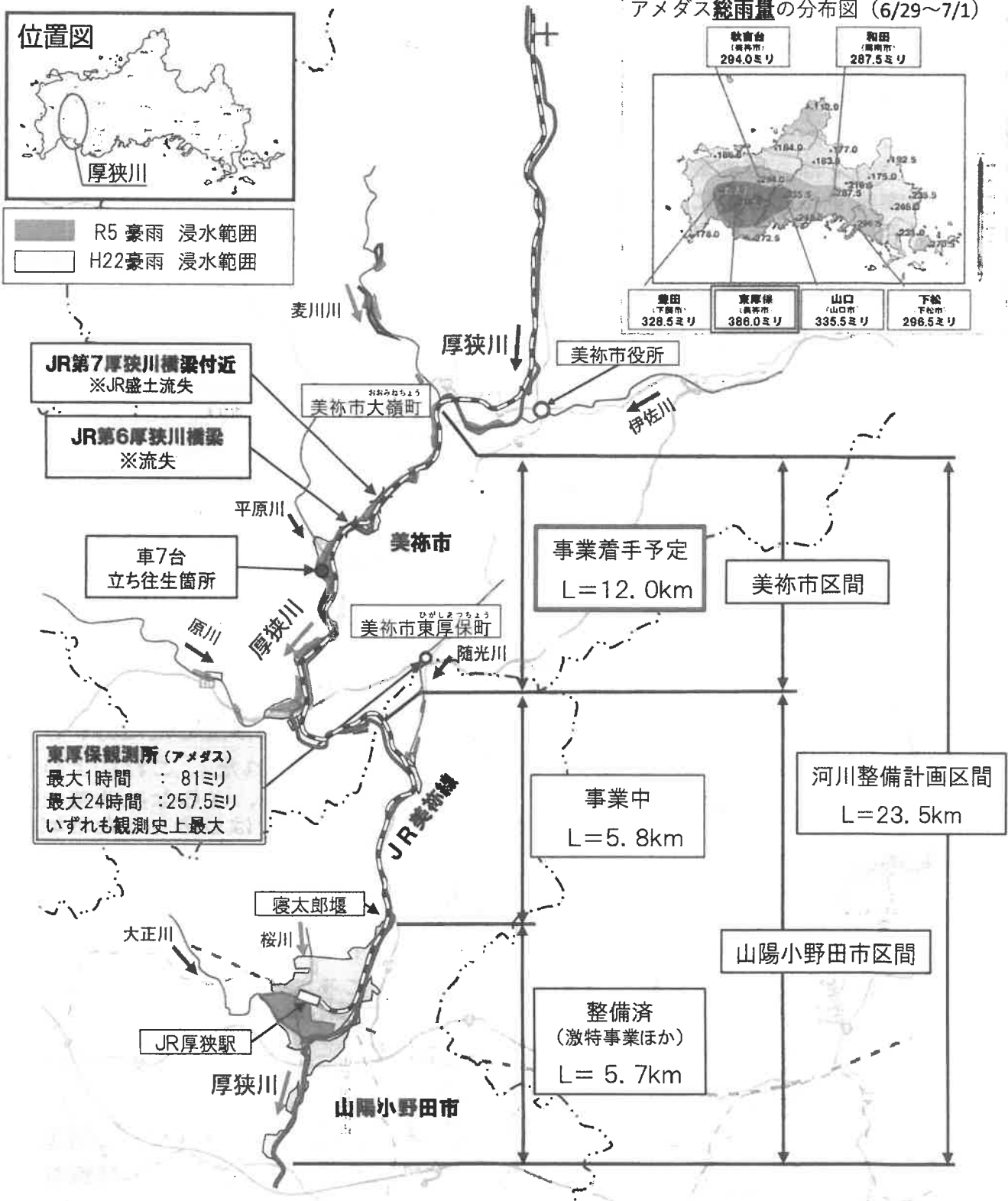
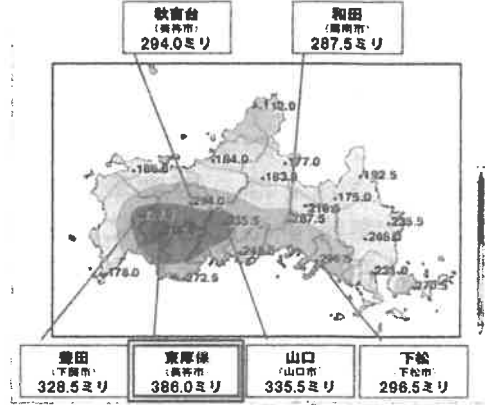
令和5年梅雨前線豪雨により被災した厚狭川の再度災害防止について

厚狭川河川改修事業 箇所図

河川課



アメダス総雨量の分布図 (6/29~7/1)



中嶋みつお県議会報告

第35号
2024年・初春
発行所
中嶋光雄事務所
(社民党・市民連合)
本人携帯 090 9066 1845
〒757-0004
山陽小野田市山川1675
電話 0836-39-6178
FAX 0836-39-6871
nakashima_mitsuo
@yahoo.co.jp



皆さんのご支援で、県議会3期目に！お礼と感謝を申し上げます。
十一月県議会では、補正予算案等28議案が成立
毎県議会ごとに行ってきた「一般質問」も5回目になりました。

11月29日から12月15日までの県議会で、国経済対策関連事業のほかに当面緊急を要する経費について補正総額は、260億7800万円、大雨で氾濫した厚狭川の河川改修費やLPガス利用世帯・事業者への支援、材料費の高騰を踏まえて医療・介護施設向けに光熱費の増加経費を補助するなどの補正予算案等の一般計補正予算案など22議案と令和4年度決算関係6議案の計28議案が成立しました。

申請については、「皇室対応車両センター」を県議会に貸し出さないことや、「使用済み核燃料の中間貯蔵施設」、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充」、そして「県立高校再編整備前期実施計画一部改訂」なども請願は賛成少数で不採択になり、残念でした。

介護・障害福祉分野の職員処遇改善を

高齢化の進展により、医療・介護の需要は急速に増加しており、地域医療や介護サービスの提供を支える医療・介護人材の確保が不可欠であるが、事業者における医療・介護人材の確保は困難な状態が続いており、特に介護人材は、賃金が低いことなどから、確保するのが難しい状況にある。

厚生労働省は、「こつした課題への対応として、処遇改善加算制度の創設などにより、介護職員の賃金改善を図ってきたが、平均給与は全産業平均との差が大きくなり、賃上げ率は今年度の春闘での平均賃上げ率を大きく下回る状況にある。

特に介護分野では、低賃金のために他産業に移る人が後を絶たず、離職者が右肩上がりで見られ、増加している状況である。

こつした状況を踏まえ、政府は総合経済対策を閣議決定し、介護・障害福祉・医療分野の処遇改善事業を令和5年度補正予算案で示した。

介護事業所及び障害福祉サービス事業所等は、まず、県に処遇改善計画書等を提出して申請することからスタートすることになっているが、この事業が真に有効に活用されるために県はこのように取り組むのか。

看護補助者の職員処遇改善については

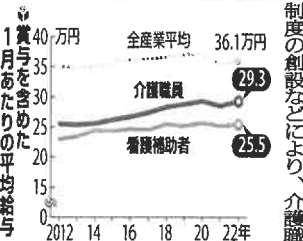
①医療機関に勤務する看護補助者数は減少し続けており、定着が困難な看護補助者の処遇の改善は喫緊の課題である。

看護師不足も課題となる中、給与水準の引き上げや処遇改善により看護補助者の確保が促進され、看護師から看護補助者へのタスクシフトシエラが円滑化する中で現場における効果

果实的かつ質の高い医療の提供が期待される。

こつした点からも今回の施策は歓迎すべきもので積極活用すべきと考え、県の具体的な所見を伺う。

②なお、公立医療機関の場合、今年度中に給与引き上げ条例改正(案)および補正予算(案)の議会提出が必要になるが、こ



せんが、既卒のベトナム人等の支援加算に上乗せする形で行うものとしておこなうことから、まずは、当該加算の取得促進に努めてまいります。

私は、引き続き市町や関係団体等と緊密に連携しながら、処遇改善の支援に努め、福祉・介護人材の確保に取り組んでまいります。

会計年度任用職員の処遇改善を

非正規労働者の7割が女性、かつ低賃金であるが、所得税の配偶者控除や年金の第3号制度で守るという論理である。その一方、母子家庭や単身非正規低賃金労働者は、格差と貧困の只中に置かれました。

労働者不足が深刻な昨今、税や年金制度の改革は喫緊課題で、女性の労働力を有効活用しようという潮流になっている。労働市場の性差における経済格差の研究者がノーベル経済学賞を獲得するなど、ジェンダー視点の経済学への期待が高まり、ジェンダー平等と人権に基盤を置いた理想、施策が求められている。

非正規労働者の約8割が女性。公務制度でも、女性が雇い止めになることが多い。仕事の質や待遇、市民対応の善し悪しに評価され、単に一年経ったから後任を公募する。このような一會計年度任用職員に、本議会に勤続手当支給と報酬改定の議案が提案されており一定評価するが、この際、公務職場における會計年度任用職員の正規化を含め、抜本的処遇改善にジェンダー平等の視点をもって取り組むべきと考え、県の所見を伺う。

平屋副知事答弁

會計年度任用職員の任用や給与等の処遇については、制度の趣旨や国の事務処理マニュアル等を踏まえ、適切に運用していることです。

また、正規職員の配置については、その業務の量や性質等を踏まえた上で、適正に行っていることであり、

県としては、引き続き、會計年度任用職員の任用等については、その性別にかかわらず、適切に対応してまいります。

次に、今回の議案については、その長期間の仕事ではないですか。毎年履歴書を出し面接を受け、そして毎年毎年1ヶ月の試用期間まである。公募制だと、公募によらない再度の任用回数が多いのではないかと、この点については、詳細は承知して対応してまいります。

次に、今回の議案については、報酬の引き上げが令和6年4月1日で、4月に過ぎないのとは、差別的なものではないかと、この点については、詳細は承知して対応してまいります。

次に、今回の議案については、報酬の引き上げが令和6年4月1日で、4月に過ぎないのとは、差別的なものではないかと、この点については、詳細は承知して対応してまいります。

再々賞問

報酬については、4月に、例えば4月に過ぎさせる条例を市町が制定しても、県としては何ら問題ないと思っております。この点について伺います。

今年5月、総務省が歳及改定についても、常勤職員と同様に取り扱う旨の要請を、通知を出しているではありませんか。なら問題ない。当然と考えますが、見解を伺います。

県内市町が歳及して改定をする条例改正等を行った場合、各団体、県内市町がそれぞれその対象を踏まえてどのように判断されるかは、これはそれぞれの団体の判断でございまして、これについては検討して御意見を申し上げます。

2点目は、国の通知に照らし、給与の歳及適用ができるのではないかと、この点については、今年5月に国の方から出されたものでもありますが、その時点においては、すでに今年度における會計年度任用職員の雇用は行われている状況にございまして、従いまして、先ほどご答弁申し上げましたとおり、本県の會計年度任用職員については、その年度当初の任用時に、給与等の勤務条件を示して年度末までこれを適用する、という形で運用しております。人事委員会勧告により常勤職員の給与を改定した場合でも、年度当初に示した給与を年度末まで適用している、という状態でございまして、4月に歳及して給与改定を行うことは考えていないこととあります。

●鳥取県は十一月補正予算案に、介護・障害福祉・医療分野の職員処遇を引き上げる助成制度を盛り込んでおり、財源は国の補助金等なので本県も直ちに予算化し対象施設に周知すべく、対応が一步遅い。

平屋副知事答弁

毎年の履歴書提出、面接、毎年1ヶ月間の試用期間があるという運用については、これは実態に合わないと思いがつか、というお尋ねですが、先ほどもご答弁申し上げました通り、返り手はありますが、會計年度任用職員の任用や給与等の処遇については、制度の趣旨や、国の事務処理マニュアル等を踏まえて適切に運用していることとあります。

2点目は、期未手当を出す代わりに賃金が下がった例があつて、最低賃金が928円になって大慌てした市町がある例をご承知か、というお話がございました。これについては、他団体の事例に、か、というお話がございました。これについては、詳細は承知して対応してまいります。

平屋副知事答弁

県内市町が歳及して改定をする条例改正等を行った場合、各団体、県内市町がそれぞれその対象を踏まえてどのように判断されるかは、これはそれぞれの団体の判断でございまして、これについては検討して御意見を申し上げます。

2点目は、国の通知に照らし、給与の歳及適用ができるのではないかと、この点については、今年5月に国の方から出されたものでもありますが、その時点においては、すでに今年度における會計年度任用職員の雇用は行われている状況にございまして、従いまして、先ほどご答弁申し上げましたとおり、本県の會計年度任用職員については、その年度当初の任用時に、給与等の勤務条件を示して年度末までこれを適用する、という形で運用しております。人事委員会勧告により常勤職員の給与を改定した場合でも、年度当初に示した給与を年度末まで適用している、という状態でございまして、4月に歳及して給与改定を行うことは考えていないこととあります。

報酬については、4月に、例えば4月に過ぎさせる条例を市町が制定しても、県としては何ら問題ないと思っております。この点について伺います。

今年5月、総務省が歳及改定についても、常勤職員と同様に取り扱う旨の要請を、通知を出しているではありませんか。なら問題ない。当然と考えますが、見解を伺います。

県内市町が歳及して改定をする条例改正等を行った場合、各団体、県内市町がそれぞれその対象を踏まえてどのように判断されるかは、これはそれぞれの団体の判断でございまして、これについては検討して御意見を申し上げます。

2点目は、期未手当を出す代わりに賃金が下がった例があつて、最低賃金が928円になって大慌てした市町がある例をご承知か、というお話がございました。これについては、他団体の事例に、か、というお話がございました。これについては、詳細は承知して対応してまいります。

不登校対策を質す

① 文部科学省の「CO-COLOM」による小・中・高の不登校が約30万人に急増し、90日以上不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けられていない小・中学生が4.6万人に達している。山口県内でのこのような児童生徒についての現状と認識について伺う。

② 小学校、高等学校に比べて異常に高い出現率の中学校への支援をどう考えているのか伺う。

③ 県教委は大規模校にすることによって、お互いが切磋琢磨して能力向上が図られると言っているが、現場で教鞭をとっている先生方からは大規模校で、不登校あるいは中途退学の生徒が増えているという話を伺っている。現状認識を伺う。

④ 学校での居場所づくりと同時に、学びの多様な学校（いわゆる不登校特例校）の取り組みが今まで以上に必要であると言われている。今後県教委は市町でもこのことに関与しているようにされているのか伺う。

⑤ 近い将来、廃校が決定されている公立の高校の小規模校・分校を、学びの多様な学校に再編する必要があると思うが、県教委の認識を伺う。

副教育長答弁

国の調査では、本県の令和4年度の小・中・高等学校の不登校児童生徒数は、33,788人であり、このうち、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けられていない小・中学生の状況は公表されておりませんが、一定数いることは承知しており、不登校対策は、喫緊の課題であると考えています。

次に、「中学校の高い出現率の認識」市町への支援についてです。

中学校においては、進学に伴う新しい環境への不適応等のいわゆる「中一ギャップ」などにより、不登校の出現率が小学校、高校と比べて高く、対策を講じていく必要があると認識しており、市町に対し、教育相談体制の充実に向けたスクールカウンセラーの配置などの支援を行っているところです。

次に、「大規模校における不登校、中途退学の現状認識」についてですが、在籍生徒数と不登校生徒数、中途退学者数との間に関連はないと考えています。

次に、「学びの多様な学校」についてですが、他県の状況等の把握に努めているところであり、引き続き、市町教委と連携し、設置の可能性を検討していくこととしていきます。

次に、「小規模校・分校の学びの多様な学校への再編」についてですが、現在進めている県立高校の再編整備の中で、高校を学びの多様な学校へ再編することは考えておられます。

高校再編整備計画を質す

① 小規模校・分校の募集停止などは山口県教育振興基本計画の目標に反し、矛盾していると考えるが、県教委の見解を伺う。

② 生徒、保護者、地域の方の声を高校再編整備計画にどのように反映してきたのか、県教委の見解を伺う。

副教育長答弁

小規模校や分校の募集停止などは、山口県教育振興基本計画の目標を踏まえながら、再編整備の検討を行っており、御指摘は当たらないと考えています。

次に、高校再編整備計画については、パブリック・コメントや地域説明会などを通じて、広く県民の方々の御意見を聞きながら策定してきたところであります。

健康保険証の存続を

私たちの生活で信頼して身を委ねてきた医療機関で、マイナ保険証による多くのトラブルが発生し、多くの人が不安を感じている。

① 保険医の医師や歯科医師で構成される全国保険医団体連合会のアンケート結果では、「保険証廃止に反対65%。マイナ保険証で40%がトラブルを経験。90%がシステムの必要性を回答」とのことである。

また、「マイナ保険証と一緒に出す書類が、資格情報のお知らせと続々と

健康福祉部長答弁

マイナンバー制度についてのお尋ねのうち、マイナ保険証については、県内も含め、医療機関において、受診の際にトラブルが発生していることは承知しておりますが、制度を所管する国において、その解消や国民の信頼確保に向けて、登録データの確認や、マイナンバーカードを持たない方への資格確認書の交

- 保険証廃止後に使用される予定の証明書類
- 1 暗証番号なし(顔認証)マイナカード
 - 2 資格確認書
 - 3 資格情報のお知らせ
 - 4 被保険者資格申立書

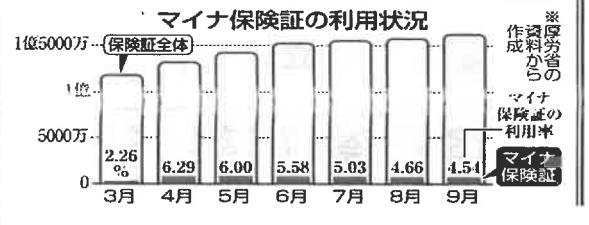
先ずは、こうした声に対する県の認識を伺う。

② これらを踏まえて、マイナ保険証への一本化に対し、

現在の健康保険証の存続を国に求めるべきと考えるが、県の所見を伺う。

また、国は、受診履歴に基づいた高い医療の実現など、マイナ保険証の制度やメリットが十分に浸透していないことから、国民、医療機関への普及・啓発や利用の促進にも取り組むこととしておられます。

国は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に当たり、国民の不安払拭を前提に、きめ細やかな対応に努めることとしており、現行の健康保険証の存続を求めることは考えていません。



上関町における原子力施設計画(使用済み核燃料「中間貯蔵施設」)について

質問

使用済み核燃料の中間貯蔵問題に直面している関西電力に対し、歴代の福井県知事は、1997年以降、使用済み核燃料の中間貯蔵施設は、県外への立地を求め、原発サイト内への設置を拒否しています。

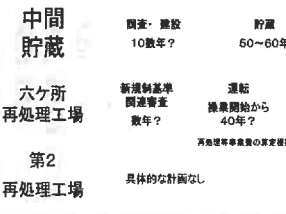
2004年に美浜町が勝教を表明。2017年には高浜町長が数地内での乾式貯蔵を検討。それらを西川前知事は許していません。原発を1基も受け入れ、ことあるごとに国の振興策を引き出すことを交換条件にできた、あの福井県の歴代知事でも、使用済み核燃料の中間貯蔵だけは拒否。それは、さすが福井県知事でも最終処分地になることを恐れたからですか。

再質問

関電によると、使用済み核燃料中間貯蔵施設の立地条件は、福井県外を原則として①広大な敷地、②安定した地盤、③港湾などのインフラ整備を挙げ、シンポジウムにて国と連携をして、中間貯蔵施設の必要性や安全性等について丁寧に説明するなど、関電は、福井県外の自治体などへの訪問説明を2800回以上行ったが、県外貯蔵目途立たずとの報道がある。隣接した京都府の舞鶴市や宮津市には、港や関電の施設があるなど適地であるにもかかわらず、両市の市長も断固拒否されています。宮津市においては、「あると宮津を守り育む条例」を2015年に制定され、核燃料物質の貯蔵等の施設を立地しようとする者は市長の許可を受けなければならぬとまで拒否の姿勢は鮮明です。

関電の電気消費地でもない山口県が、何故に関電の使用済み核燃料の受け入れを断ると言わないのか、再度知事にか、再度知事について伺います。

「中間」貯蔵の搬出先はなく永久貯蔵に



再々質問

和歌山県の白浜町には関電の火力発電所建設予定地の広大な用地があった。ここも、関電は、何度も和歌山県に頼まれている。和歌山県の御坊市議会でも誘致計画があったが、これも、市民のみならず、受け入れる必要があるのか」ということで、話が立ち消え

使用済み核燃料貯蔵の長期化懸念 青森、事実上合格で規制委員長 2020年9月2日 共同

リサイクル燃料貯蔵(RFS)が青森県むつ市に建設中の使用済み核燃料中間貯蔵施設が原子力規制委員会の審査に事実上合格したことを受け、規制委の更田豊志委員長は2日の記者会見で「恐れるのは燃料を運び出す先がない状態で、燃料の容器の耐用年数に近づきすぎた」と述べ、貯蔵長期化への懸念を示した。

RFSは東京電力と日本原子力発電が出資、施設で燃料を最長50年間保管し、再利用するために再処理工場に運び出す計画だが、具体的な搬出先は未定のままで、取り扱いが課題になっている。容器の耐用年数は輸送期間なども見込み60年間としている。



全く同じ答弁だ。上関原発が絡むと山口県は即答停止状態だ。